

**宇和島市中小企業者等
新生活様式対応支援補助金
利用の手引き
令和3年度
(令和3年4月1日~)**



宇和島市役所

産業経済部商工観光課商工係

電話 0895-49-7080

1 趣旨

ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた事業の強化を図る中小企業者等の取組を支援するための制度です。

2 補助対象者

(1) 市内の中小企業者

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの。

- ① 市内に住所及び事業所を有する個人
- ② 市内に登録事項証明書における本店を有する法人

中小企業者（中小企業基本法第2条第1項より）

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

ただし、次のアからウのいずれかに該当する者は、中小企業者から除く。

ア．発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業者が所有している者

イ．発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業者が所有している者

ウ．大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

(2) 組合等

- ① 企業組合
- ② 協業組合
- ③ 事業協同組合
- ④ 事業協同小組合
- ⑤ 有限責任事業組合
- ⑥ 農事組合法人
- ⑦ 医療法人
- ⑧ 社会福祉法人
- ⑨ 特定非営利活動法人
- ⑩ 地域産業の振興を図ることを目的に設立された法人又は任意団体で、定款等から市長が適当と認める団体

(注) 以下に該当する方は、補助対象者となりません。

- ① 同一の事業に対して、市から他の補助金の交付を受けている者
- ② 補助金交付申請時に市税等を滞納している者
- ③ 公序良俗に反する事業を行う者
- ④ 前項に掲げる者のほか、市長が不適當と認める者

補助内容

(1) 販路開拓事業

補助対象事業	宇和島市外での見本市、展示会及び商談会への出展並びに開催 <海外も含む>
対象事業者	中小企業者又は組合等
補助率	3 / 4
対象経費	旅費、出展料、賃借料（会場使用料、物品賃借料）、送料、委託料、 広告宣伝費
補助金の上限額	50万円

(2) ネットショップ事業

補助対象事業	(1) ウェブサイト上で商品、サービスの販売又は予約機能を有する 自社ウェブサイトの新規開設及び改良及び既存自社ウェブサイト への同機能の追加 (2) ウェブサイト上で商品、サービスの販売又は予約機能を有する 他社ウェブサイトへの出店
対象事業者	中小企業者又は組合等
補助率	3 / 4
対象経費	委託料（ウェブサイト制作費及び改良費、検索エンジン最適化対策 費）、ドメイン取得費、ネットショッピングモール初期登録費、ネット ショッピングモール月額利用料（利用開始月を含む最大6か月分。 ただし、令和4年3月31日までに支払った経費に限る。）
補助金の上限額	50万円

○ネットショッピングモールの販売手数料は、補助対象経費とはなりません。

○他社ネットショッピングモール内に出店している自社ウェブサイトも改良の対象となります。

○補助金の交付を受けたら、その後5年間（その年度含む）は申請いただけません。＜令和3年度より＞

(3) テイクアウト・デリバリー・ドライブスルー事業

補助対象事業	テイクアウト・デリバリー・ドライブスルーの新規開始又は拡充
--------	-------------------------------

対象事業者	中小企業者又は組合等
補助率	3 / 4
対象経費	店舗改修費、システム導入・改修費、デリバリー用機材購入費、デリバリー用車両改造費、広告費等
補助金の上限額	50万円

○ただし、令和2年3月2日時点で、テイクアウト・デリバリー・ドライブスルーを主な事業として行っていた事業者を除く。

○広告費分の補助金の上限は10万円まで。

(4) 衛生対策事業

補助対象事業	ウイルス対策として、来客者の衛生環境向上のための設備（衛生設備、換気設備等）の整備及び店舗の改修等
対象事業者	中小企業者又は組合等
補助率	3 / 4
対象経費	衛生設備・換気設備等の整備費、店舗改修費等 *手洗設備、換気扇、仕切板等を想定
補助金の上限額	50万円

○空気清浄機、（非接触型）体温計は補助対象外です。

(5) 消毒対策事業

補助対象事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止のために行う消毒作業
対象事業者	中小企業者又は組合等のうち消毒作業を行う必要がある（あった）者
補助率	3 / 4
対象経費	委託料
補助金の上限額	50万円

○対象事業者の「消毒作業を行う必要があった者」とは、新型コロナウイルス感染症の感染が訪問、来店、利用、滞在等（見込みを含む）をした事業所を管理する者で、新型コロナウイルス感染者が訪問等（見込みを含む）をしたことを認知した日から2週間以内に事業所を消毒した者としています。

○事業所を管理している者の責めに帰さない事由によって、消毒までに2週間を経過した場合についても、個別の事情に応じて補助対象となりますので、まずはご相談ください。

(6) 新生活様式対応商品開発等支援事業

補助対象事業	愛媛県「新生活様式対応商品開発等支援事業費補助金」に対する上乗せ補助
対象事業者	中小企業者又は組合等
補助率	(愛媛県) 補助率 2/3 の場合、(市) 1/1.2 上乗せ (愛媛県) 補助率 1/2 の場合、(市) 1/4 上乗せ
対象経費	新生活様式対応商品開発等支援事業費補助金交付決定額
補助金の上限額	125万円

○愛媛県実施の「新生活様式対応商品開発等支援事業費補助金」の交付決定を受けている場合のみ、補助対象となります。

○連携体枠の場合、宇和島市に登記事項証明書における本店を置く事業者が実際に負担した分のみ補助対象となります。

(7) キャッシュレス導入支援事業

補助対象事業	一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段（「キャッシュレス決済」）の導入
対象事業者	中小企業者又は組合等のうち、 <u>小売業、サービス業又は飲食店など消費者と対面で決済を行う業態である者</u>
補助率	1事業所あたり定額2万円×事業所数
対象経費	—
補助金の上限額	10万円

○キャッシュレス決済の例・・・クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済等。

○すでにキャッシュレス決済を導入しており、新規に新たなキャッシュレス決済を導入する場合も補助対象です。（例：クレジットカード決済は導入済み、新規にQRコード決済を導入）

○同時に複数の決済手段を導入しても定額2万円です。

○決済実績10件以上必要（令和4年3月31日までに）

○プリペイドカード（電子式）は補助対象外です。

(8) 事業再構築促進事業

補助対象事業	経済産業省（中小企業庁）「中小企業等事業再構築促進事業補助金」
--------	---------------------------------

	の上乗せ補助<中小企業 - 通常枠のみ>
対象事業者	中小企業者又は組合等
補助率	1 / 1.2
対象経費	中小企業事業再構築促進事業補助金交付決定額
補助金の上限額	50万円

○経済産業省（中小企業庁）実施の「中小企業等事業再構築促進事業補助金」の交付決定を受けている場合のみ、補助対象となります。

○中小企業（卒業枠）、中堅企業（通常枠、グローバルV字回復枠）、緊急事態宣言特別枠は、補助対象外です。

手続き

<交付申請手続>

(1) 受付期間

令和3年4月1日(木)～令和4年2月28日(月)

ただし、メニュー 5 消毒対策事業、6 新生活様式対応商品開発等支援事業、7 キャッシュレス導入支援事業、8 事業再構築促進事業については、令和4年3月31日(木)まで受付します。

交付決定を受けた補助事業は、令和4年3月31日(木)までに補助事業が完了する必要があります。

(2) 提出書類(市HPより様式をダウンロードしてください)

- ①申請書
- ②事業計画書(別途、各事業により異なる添付書類あり)
- ③収支予算書
- ④補助対象経費に係る見積書の写し
- ⑤その他市長が必要と認める書類(各事業により異なります)

<実績報告手続>

(1) 受付期間

補助事業完了後30日以内または年度末日(令和4年3月31日)のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

(2) 提出書類(市HPより様式をダウンロードしてください)

- ①実績報告書
- ②成果報告書
- ③収支決算書
- ④補助対象経費に係る支払及び内訳を証するもの(領収書、請求書、明細書等)
- ⑤事業実施を記録した写真
- ⑥その他市長が必要と認める書類(各事業により異なります)

<補助金請求手続>

(1) 受付期間

市が補助金額確定通知書をお送りいたします。到着後速やかに請求書を提出してください。

(2) 提出書類（市HPより様式をダウンロードしてください）

①請求書（市の様式のもの）

<提出先及び提出方法>

提出先

宇和島市役所商工観光課商工係

〒798-8601 宇和島市曙町1番地 本庁7階

提出方法

持参 又は 郵送

手続き（その他）

その他、場合によっては、以下の手続きが必要となります。

<補助事業内容及び経費変更>

交付決定後、交付申請書に記載していた内容や経費を変更しようとする場合は、必ず市に連絡し、事前にご相談ください。 場合により、変更承認申請書を提出いただく等の手続きが必要になります。

<補助事業の中止、廃止等>

補助事業が予定どおりの期間内に完了しない場合や遂行することが困難になった場合は、必ず市に連絡し、ご相談ください。 場合により、中止（廃止）承認申請書を提出いただく等の手続きが必要になります。

注意点

<消費税（税抜き）>

補助事業の対象経費から消費税は除いてください。

<回数制限>

各補助事業の同一年度における交付申請は同一申請者につき1回限りです。

なお、キャッシュレス導入支援事業は一度きりしか申請いただけません。

<補助事業の着手時期>

メニュー（1）～（4）は交付決定日以降に着手するようにして下さい。

交付決定日前に事業に着手した場合は、補助対象となりません。

メニュー（5）～（8）は事後申請となるため、交付決定日までに事業に着手することができます。

<財産（備品）の処分及び管理>

財産（備品）を取得した年度の終了後5年以内に、財産（備品）を処分しようとするときはあらかじめ市長の承認を得る必要がありますので、必ず当市に連絡してください。

また、財産（備品）の処分により収入があったときは、補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

<交付実績公表>

市は補助金の交付先、内容等を公表することがありますので、事前にご承知置き下さい。

<経理関係書類の保存>

事業者は、補助事業等の施行に関する証拠書類、帳簿等を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。

提出書類はコピーを取って保管する等、適切にご対応をお願いいたします。

よくある質問と回答

申請関係

Q.必ず事前相談は必要ですか。事前相談なしに申請を行っても補助対象となりますか。

A.メニュー（１）～（４）は、申請前にできるだけ事前相談を行ってください。事前相談なしに申請をいただいた場合、補助対象とならない可能性があります。

なお、メニュー（５）～（８）は、事後申請となります。ただし、必ず補助対象となるわけではありませんので、確認されたい場合は、事前にお問い合わせください。

Q.メニュー（１）～（４）は、交付決定後に事業に着手しなければなりません。交付決定前にしてもよいことはありますか。

A.見積徴収、仮予約、催事・研修等への申込み、相手方との調整、書類準備、事前リサーチ等は交付決定前に行ってください。

なお、発注、契約、購入、製作、催しの実施等は交付決定後に行ってください。

Q.同じ事業に対して国や県、民間団体から補助金を受ける予定ですが、市の補助金は交付されますか。

A.メニュー（１）～（５）、（７）は、他の補助金、助成金等との併給はできません。メニュー（６）、（８）は他の補助金の上乗せ制度ですので、併給可能です。

Q.事業計画書に記載する「常時使用する従業員」の定義を教えてください。

A.中小企業庁のホームページを参照してください。

http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q3

Q.実績報告書に補助対象経費に係る支払及び内訳を証するもの（領収書、請求書、明細書等）を添付することとなっていますが、口座振り込みで領収書が発行されていない場合はどうすればよいですか。

A.振込を証するもの（金融機関押印済の振込伝票等）があれば領収書に代えることができます。

Q.振込手数料は補助対象経費となりますか。

A.なりません。

Q.経費を手形や小切手等で支払った場合は、補助対象経費として認められますか。

A.認められません。また、クレジットカードで支払った場合は、明細書等の提出を要求す

ることがございますので、ご了承ください。

Q.市に補助金を請求する際の請求書は任意の様式でもかまいませんか。

A.市指定の様式がありますので、そちらで請求して下さい。

個別事業関係

(販路開拓事業)

Q.販路開拓事業において、市外の施設等で試験販売を行うのは補助対象となりますか。

A.主として販売を目的とする場合は対象となりません。

(ネットショップ事業)

Q.ネットショップを新規開設しても、ほとんど売りが上がらなかつたら補助金は返還しなければなりませんか。

A.補助金を返還する必要はありません。ただし、ネットショップ事業を営んでいる実態がない(掲載商品数が極めて少ない、インターネット上で購入できる仕組みがない等)と市が判断した場合は、補助金を返還していただく場合があります。

(テイクアウト・デリバリー・ドライブスルー事業)

Q.新たにテイクアウト用の商品を開発し、持ち帰り用の資材等消耗品を購入しました。補助対象となりますか。

A.消耗品は補助対象となりません。

Q.新たにデリバリーを始めたので周知用の広告を実施しました。補助対象経費となりますか。

A.補助対象経費となります。ただし、広告費分に関する補助金は上限10万円です。

Q.大手の宅配サービスを利用しました。登録料、利用料等かかったが補助対象となりますか。

A.補助対象となりません。

Q.弁当店を営んでいるがテイクアウト等の補助対象事業者となりますか。

A.令和2年3月2日時点で既にテイクアウト・デリバリー・ドライブスルーを主とした事業を行っていた者は対象になりません。

Q.今ある店舗はイトインの飲食店です。別の場所で弁当店を始めようとしていますが、補助対象事業者となりますか。

A.補助対象事業者となりますが、新規出店にかかる経費（改造費等）は補助対象となりません。

Q.今はレストランで、一部ドライブスルー形式での販売も行っています。ドライブスルー部門を強化しようと思っていますが、補助対象となりますか。

A.レストラン内でのイートインが主であった場合は補助対象となります。

（テイクアウト・デリバリー・ドライブスルー事業）（衛生対策事業）

Q.補助の趣旨は？

A.新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響のある飲食店を中心に来客数の減少が顕著であることに対応した補助制度です。

（衛生対策事業）

Q.食中毒防止のために措置した分も補助対象となりますか。

A.補助対象になりません。来客者の衛生対策を講ずる事業が対象です。

Q.店内の換気をよくするため、窓を改造したいと考えています。補助対象となりますか。

A.補助対象となります。

Q.客室を個室化したいと考えています。補助対象となりますか。

A.衛生環境の向上につながるものであれば補助対象となります。

Q.お客様用に消毒液を配置したいと考えています。補助対象となりますか。

A.消耗品は補助対象となりません。

（消毒対策事業）

Q.新型コロナウイルス感染症の感染者（見込みを含む）が事業所を訪問等したことが分かった場合、市へ申請書を提出する前に消毒しても補助対象となりますか。

A.補助対象事業者は、新型コロナウイルス感染者が訪問等（見込みを含む）をしたことを認知した日から2週間以内に事業所を消毒した者としていますので、この期間内に消毒していることが確認できれば申請書の提出前に消毒をした場合であっても、補助対象となります。

なお、事業所を管理している者の責めに帰さない事由によって、消毒までに2週間を経過した場合についても、個別の事情に応じて補助対象となりますので、まずはご相談ください。

（新生活様式対応商品開発等支援事業）

Q.愛媛県の新生活様式対応商品開発等支援事業費補助金の交付決定を受けてから、市へ申請することとなります。市へ申請書を提出する前に事業に着手しても可能ですか。

A.可能です。

(キャッシュレス導入支援事業)

Q.今回 QR コード決済を2種類、3つの事業所に導入しました。補助金額はいくらになりますか。

A.何種類導入しても定額2万円です。なお、3つの事業所に導入されておられますので、計6万円(2万円×3事業所)となります。

Q.キャッシュレス決済を導入しましたが、決済実績が10件もありませんでした。補助金は交付されますか。

A.交付されません。決済実績10件以上を達成されてから申請を行ってください。